

公表対象随意契約一覧 (R6. 8月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	適用条項	随意契約とした理由
1	学校教育課	小学校教師用教科書及び指導書等の購入 (後期分)	令和6年8月1日	・株式会社今井書店浜田外商 浜田市高佐町3481-10 ・島根県教科図書販売株式会社 松江市北陵町60番地	4,395,831	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	島根県内唯一の教科書供給業者である島根県教科図書販売株式会社が管内の教科書取扱書店の選定を行っている。よって、指定された教科書取扱書店以外に教科書の供給業務を行うことは不可能であり、競争入札には適さないため。
2	工務課	宇野ポンプ場No.2送水ポンプ修理	令和6年8月2日	株式会社中島水道 浜田市港町299番地5	2,574,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号	宇野ポンプ場にて送水ポンプ起動時に中国電力の引込柱にあるヒューズが破損し停電が発生した。調査の結果No.2送水ポンプが起動すると電流値が超過する状況で、送水ポンプ自体になんらかの異常が発生しているため、ポンプ設備の対応実績等から株式会社中島水道へ早急な修理を指示した。
3	商工労働課	浜田駅周辺エリア賑わい創出に向けた現状分析及び調査事業委託業務	令和6年8月5日	株式会社エブリプラン 松江市北陵町46-6	3,707,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本業務は、JR浜田駅周辺の新たな賑わいの場の創出のため、令和5年度にまとめられた「三桜酒造跡地の公共的活用に関する提言書」において求められた「様々な市民が主体的に利用できる、多目的・多用途な空間として整備を行い、浜田市外からも多くの人が訪れ、交流や賑わいが創出される場」を念頭に、現状分析及び調査を行うものであり、前述提言に係る膨大なアンケート調査結果や交通量調査等資料と知見を活用することが、安価で効率的、効果的な業務推進となることが考えられることから、前年度「三桜酒造跡地における公共活用基本方針策定業務」を請け負った『株式会社エブリプラン 代表取締役 肥後 淳平 (起案時)』と随意契約することが適当と判断した。
4	教育総務課	第三中学校放送設備更新工事	令和6年8月7日	和幸電通株式会社 松江市古志原2丁目22番14号	1,650,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	浜田市立第三中学校の放送設備について、令和6年7月3日(水)に校内の全箇所ではチャイムが鳴らないという現象が発生した。翌日には校内放送もできなくなり、一時的に復旧したものの、経年による劣化が原因のため、いつ設備が再びダウンするか分からない状況である。集団で行動するために必要なチャイムや、緊急時の案内・指示をするために必要不可欠な設備であるため、放送設備の更新を行う。業者の選定については、放送設備について専門的な知識を有しており、また本工事に緊急対応が可能な者であるため、和幸電通株式会社の一者とする。
5	環境課	軽トラックの再リース (島根480そ4529)	令和6年8月8日	株式会社石原製作所 浜田市朝日町19番地	446,160	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため。また、再リースすることにより、再度入札を行うよりも月払い価格が軽減できるため。
6	農林振興課	令和6年度公社造林 (間伐 (初回) 【1次】) 事業 (No.1799)	令和6年8月8日	大和森林株式会社益田営業所 益田市あけぼの本町10-7	4,290,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公社造林事業については、造林地ごとに植栽から伐採まで一括して施業を進めており、地形や特性を熟知した相手方に業務を委託する
7	市長公室	広報紙編集用ソフトのライセンス購入	令和6年8月8日	株式会社ソコロシステムズ浜田営業所 浜田市朝日町1469-3	799,128	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	競争入札に付したが入札不調となり、第8号の規定に基づく随意契約も見積金額が予定価格を上回りができなかったが、使用中のソフトの使用期限が迫っており、改めて競争入札に付す時間的余裕がないため。
8	下水道課	国府地区真空システム内スタータバルブ購入	令和6年8月9日	株式会社西島製作所 広島支店 広島県広島市東区光町1丁目13番20号	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、国府地区真空システム内のスタータバルブを購入するものである。スタータバルブが故障し動作しない場合は、真空弁が正常に機能しないため、維持管理者が予備品として保管してあるスタータバルブを交換し対応している。既設真空システム内の交換部品については、製造メーカーである株式会社西島製作所しか取り扱っていないため。
9	資産税課	税務土地評価支援システム保守委託業務	令和6年8月14日	株式会社パスコ山陰営業所 松江市朝日町498-6	3,927,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	固定資産評価 (土地) において導入する税務土地評価支援システムについて、適正、確実なシステム運用のため、システム保守を行う必要があり、その導入事業者である㈱パスコへ委託するものです。
10	工務課	都川浄水場No.1送水ポンプ修繕	令和6年8月16日	合資会社 石見水泉社 浜田市浅井町798番地4	3,993,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号	都川浄水場は高圧受電施設に該当し中国電気保安協会が定期点検を実施しているが、この度の点検時にNo.1送水ポンプの絶縁不良が高い数値で確認され、漏電による火災の可能性もあるため早急な対応の指摘があった。都川浄水場は旭地区の給水の主たる施設で、送水が停止した場合の影響は広範囲となり、高圧受電設備が火災等で損傷するとさらに被害も拡大することから、ポンプ設備の対応実績と付随する設備の改修実績から、合資会社石見水泉社へ早急な調査と修繕対応を指示した。
11	弥栄支所産業建設課	令和6年度森林研究・整備機構分収造林地 (大崎山) 除伐 I・裾枝払業務	令和6年8月19日	石央森林組合 浜田市金城町下来原1561番地7	1,748,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該団地は当初森林所有者である旧弥栄村、造林者である石央森林組合、造林費負担者である森林研究・整備機構森林整備センターによる3者契約であったが、平成6年に森林組合が合併する際に分収権利を旧弥栄村へ移譲し2者契約となり、造林者となった旧弥栄村が森林組合の役割を担うことになった。石央森林組合は造林、保育及び作業道開設の専門知識や技術、経験があり、平成6年までは当該団地の造林者として管理していたので分収造林事業を円滑に行うことができるため。
12	行財政改革推進課	西分庁舎エレベーター改修工事	令和6年8月21日	株式会社日立ビルシステム中国支社 広島県広島市中区八丁堀3番33号	20,020,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該エレベーターのシステム管理は株式会社日立ビルシステムが行っており、同社が保有する技術でなければ施工ができないため。
13	環境課	浜田浄苑破碎機点検整備業務	令和6年8月22日	有限会社板谷 岡山県岡山市北区今3丁目24番10号	4,290,000	地方自治法施行例第167条の2第1項第2号	浜田浄苑はし尿や浄化槽汚泥を処理する特殊施設であり、運営上必要な機械機器についてはメーカーの独自製作された特殊部品・技術 (破碎機器類) を必要とする。このため、純正部品の取替補修ができる正規代理店の当該業者と契約しなければ目的を達成することが出来ないため。
14	都市建設部 建設企画課	令和6年度 後野町2地区地籍調査に係る刈払業務	令和6年8月23日	株式会社グランド調査開発 浜田市長浜町703-1	801,900	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本業務は、一筆地調査時点において官民境界の一部の刈払い作業を行うもので、次年度以降に行う測量工程時に基準点の設置及び視通確保作業として、効率的に行うために重要な事前作業である。また、次年度の測量作業の遅延を招くことがないように、今年度の一筆地調査の事前作業として行う必要がある。このことから、契約履行中の「令和6年度後野町2地区一筆地調査業務」に関連する付帯的な業務であり、現地に精通している受注者以外に発注することは不利となるため、随意契約とするもの。

公表対象随意契約一覧 (R6. 8月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	適用条項	随意契約とした理由
15	総務課デジタル推進室	令和6年度自治体システム標準化対応業務（環境構築・関連システムとの円滑な連携）	令和6年8月26日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	18,639,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国は標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとしており、地方公共団体に対し、標準化基準（標準化法第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化のために必要な基準）に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）の利用を義務付け、標準準拠システムについてガバメントクラウド（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が整備するものをいう。）の利用を努力義務としています。これを受け、浜田市では、令和5年9月8日付で、現行システム業者を除く3社（株式会社日立ソリューションズ西日本、ティーエスケイ情報システム株式会社、株式会社島根情報処理センター）に対し住民情報システムの標準化にかかる情報提供依頼を実施しました。結果としては、2社から全自治体が一斉にシステムの標準化対応をするため浜田市の対応はできない旨の回答があり、残り1社からは回答がありませんでした。そのため、住民情報システムの標準化対応については、現行システムの導入業者である株式会社サンネットと随意契約を行うこととします。
16	環境課	不燃ごみ処理場粗大ごみ処理施設改修工事	令和6年8月26日	イー・メンテ株式会社 広島県大竹市北栄4-21	24,475,000	地方自治法施行例第167条の2第1項第2号	浜田市不燃ごみ処理場粗大ごみ処理施設は、三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社（MRE）現三菱ケミカルエンジニアリング株式会社）が、同社の独自開発した技術とノウハウにより計画・設計・施工されている。そのため、運営上必要な機器、設備、制御等は独自開発された特殊部品や技術を必要とし、特定の者と契約しなければ目的が達成できないため。
17	維持管理課	浜田駅南北自由通路エレベーター管理業務	令和6年8月26日	三菱電機ビルソリューションズ株式会社中国支社 広島県広島市中区中町7番22号	3,819,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は浜田駅南北自由通路のエレベーターを安全に使用するため、定期点検及び消耗品の交換等を行う業務を委託するものであり、設備に精通したメーカーでなければ契約を履行することができない。そのため、メーカーのメンテナンス業者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社中国支社と随意契約を締結する。
18	教育総務課	三隅中学校調理場温水ボイラー取替工事	令和6年8月26日	株式会社 三隅ガスセンター 浜田市三隅町向野田637-7	3,300,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	三隅中学校調理場の温水ボイラーを稼働させたところ温水が出ないと連絡があった。8月26日（月）に三隅ガスセンターに現地確認をしてもらったところ、型番が古く修繕は不可能なため更新が必要であるとの連絡があった。温水ボイラーが故障したままだと調理場で温水が使用することができず、調理や食器等の洗浄に支障をきたし、給食を提供することができないため温水ボイラー取替工事について、（株）三隅ガスセンターと随意契約とする。業者の選定については、温水ボイラーの専門的な知識を有しており、また緊急に対応可能な者であるため、（株）三隅ガスセンターの二者とする。
19	農林振興課	令和6年度公社造林（保育間伐（初回）【1次】）事業（No.1881）	令和6年8月28日	大和森林株式会社益田営業所 益田市あけぼの本町10-7	935,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公社造林事業については、造林地ごとに植栽から伐採まで一括して施業を進めており、地形や特性を熟知した相手方に業務を委託する。
20	農林振興課	令和6年度公社造林（保育間伐（初回）【1次】）事業（No.2014）	令和6年8月28日	大和森林株式会社益田営業所 益田市あけぼの本町10-7	1,034,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公社造林事業については、造林地ごとに植栽から伐採まで一括して施業を進めており、地形や特性を熟知した相手方に業務を委託する。
21	維持管理課	浜田駅南北自由通路エスカレーター管理業務	令和6年8月28日	株式会社日立ビルシステム 中国支社 広島県広島市中区八丁堀3番33号	2,930,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は浜田駅南北自由通路のエスカレーターを安全に使用するため、定期点検及び消耗品の交換等を行う業務を委託するものであり、設備に精通したメーカーでなければ契約を履行することができない。そのため、メーカーである株式会社日立ビルシステム中国支社と随意契約を締結する。
22	工務課	新戸川浄水場戸川系配水流量計修繕	令和6年8月29日	株式会社 中国日立 島根支社 松江市平成町182番地13	594,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号	旭地区新戸川浄水場の戸川系配水流量計指示が「0m3/h」となり、先日場内で漏水が発生し検出器が水没したことが原因と考えられるため、計装設備と配水流量計設置業者の㈱中国日立島根支社へ緊急修繕を依頼した。
23	健康医療対策課	大腸がん検診（2日法・郵送）業務	令和6年8月30日	島根県厚生農業協同組合連合会 出雲市斐川町美南1666番地	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務に精通しており、本業務委託の仕様を満たす事業者が他にないため。
24	都市建設部 建設企画課	令和6年度 小国2地区地籍調査に係る刈払業務	令和6年8月30日	有限会社松江測地社 浜田支店 浜田市金城町七条ハ372	1,358,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本業務は、一筆地調査時点において官民境界の一部の刈払い作業を行うもので、次年度以降に行う測量工程時に基準点の設置及び視通確保作業として、効率的に行うために重要な事前作業である。また、次年度の測量作業の遅延を招くことがないように、今年度の一筆地調査の事前作業として行う必要がある。このことから、契約履行中の「令和6年度小国2地区一筆地調査業務」に関連する付帯的な業務であり、現地に精通している受注者以外に発注することは不利となるため、随意契約とするもの。